

中央小学校 いじめ防止基本方針



令和2年4月
山口市立中央小学校

目 次

1	いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	3
	(1) いじめ防止対策の意義	
	(2) いじめの定義	
	(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
	(4) いじめ防止等に向けた本校の重点取組	
2	本校がすすめる「いじめの『未然防止』『早期発見』に向けた 具体的な対応	5
	(1) 未然防止	
	(2) 早期発見	
	(3) 早期対応	
3	重大事態への対応	8
	(1) 重大事態の判断	
	(2) 学校による対応	
	(3) 調査の内容	
	(4) 調査に基づく措置	
	(5) 調査結果の報告	
	その他資料	
	いじめ対策組織（絆サポート委員会）	8
	いじめ発覚時の対応	9
	重大事態発生時の調査等のフロー	10
	様式	
	不登校早期対応カード(山口市)	12
	いじめ速報（続報）カード(山口市)	13
	いじめ事案調査報告書	15

山口市市いじめ防止基本方針 関連資料<相談窓口一覧>

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

(1) いじめ防止対策の意義

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域や家庭、山口市教委等その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

(2) いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係¹⁾にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響²⁾を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの [いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成25年6月19日 衆議院文部科学委員会）]」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、組織的な対応により、総合的に判断する必要がある。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児

児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

【具体的ないじめの態様】(例)

- ◇冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識を児童生徒、教職員、保護者、地域で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、観衆にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならない。

また、「いじめ」の中には、児童生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもあるため、学校は、「いじめ」を確認した場合は、全校体制で迅速・的確・丁寧な対応を行うとともに、事案によっては警察を含めた関係機関ともしっかりと連携を取り合い、いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組むことが重要である。

こうした中で、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組まなければならない。

(4) いじめ防止等に向けた本校の重点取組

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめは、人権問題であるという認識の下、「山口市人権推進指針」が示す、「いのち」(生命)、「じゆう」(自由)、「びょうどう」(平等)、「きょうどう」(協働)をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にすることを展開することが重要である。

いじめを防止・根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、『未然防止』『早期発見』『早期対応』の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められることから、次の二点を重点取組とする。

①子どもたちの豊かな人間関係づくり

いじめ等の様々な問題行動やトラブルは、人間関係の未熟さから発生することが増えているため、学校では、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、授業においても、話し合い活動や協働学習等により、人間関係づくりに取り組む。

②徳地地域の総力をあげたきめ細やかな対応

いじめや暴力等といった生徒指導上の問題行動や学校不適應等の問題は、その背景に複雑な要因が絡み合っていることから、学校だけで解決することが困難な事案も増えてきている。

このようなことから、いじめの『未然防止』『早期発見』『早期対応』に向け、学校、地域、家庭、関係機関など、多様な主体が、子どもの成長を育む主役であることを再認識し、地域が総力をあげて子どもたちを見守るなど、きめ細やかな対応に取り組む。

「コミュニティ・スクール」「地域教育ネット」等を通して、地域教育力を有効に活用する。

2 本校がすすめる「いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた具体的な対応」

(1) 未然防止

本校は、いじめの『未然防止』に向けて、児童が、互いに心を通じ合わせることができるよう、コミュニケーション能力の育成に努め、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う場面を設定する。

①生徒指導・教育相談の充実・強化

- ・校内研修会の充実 ・生徒指導、教育相談、授業研究、事例研究
- ・AFPY、ペップトーク、アンガーマネジメント等に係る研修の実施

②児童生徒間の人間関係づくり

- ・児童会等による主体的活動の充実 ・AFPY等の体験活動の導入
- ・ソーシャルスキルトレーニング、アンガーマネジメントの実施

③認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・各教科、領域、休憩時間、給食、清掃活動等すべての教育活動で展開
- ・確かな学力の定着、児童の居場所づくり
- ・道徳教育の推進（いじめを「見抜く」「許さない」「傍観しない」雰囲気づくり）
- ・人権教育の推進（「人権尊重」「生命に対する畏敬の念」等の意識の醸成
児童の人権に配慮した教職員の言葉遣い（「くん、さん」づけ等）の徹底・情報モラル教育）

情報化社会に必要な態度や知識・判断力の育成

④AFPYによる授業改善の推進

- ・「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の5つの視点からの授業改善
- ・体験活動による人間関係づくり ・「安心・安全」への配慮と指導の徹底等

⑤『生活アンケート』等のアンケートの工夫・活用

- ・「生活アンケート（週1回）」等のアンケートを実施して情報収集をし、未然に、指導を要する児童を指導する。

⑥教育相談の充実

- ・6月、10月、2月など学期の一度、教育相談を実施し、個々の子どもたちに直接聞き取り調査を行う。
- ・教育相談実施に伴い、FITを実施し、集団の中での子どもも状態を把握し、教育相談に生かす。

⑦家庭・地域社会との連携

- ・学校、家庭、地域との緊密な連携と協働による解決
- ・コミュニティ・スクール、地域協育ネットによる開かれた学校づくりの推進
- ・PTA、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体等との連携、いじめ問題の解決に向けた地域ぐるみの取組
- ・地域活動に積極的に参加できるような配慮
- ・日常の取組の情報発信（学校だより、学年だより等）

⑧校種間連携の充実

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との連携

(2) 早期発見

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。このため、本校では、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意をはらう。あわせて、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

①教育相談担当教員、養護教諭等を中心とした教育相談体制の充実

- ・SC、SSW等、専門家との緊密な連携

②児童理解による人間関係づくり

- ・生活アンケート（週1回）等のアンケートの工夫・改善
- ・全校体制で児童の情報収集、実態把握、情報共有化（職員会、職夕毎週1回）
- ・日記・生活ノート、教育相談等の実施
- ・児童とふれあう機会を増やすことで信頼関係を築き、行動を観察

③病気以外の理由で欠席の続く児童への対応

病気等以外で欠席した場合には、下記のような対応を原則とする。

- ・欠席1日目は、家庭連絡、状況によっては受診を勧めることも必要
- ・欠席2日目は、家庭訪問、様子を聞き、心配している気持ちを伝える
- ・欠席3日目（断続欠席5日目）は、担任等が家庭訪問、本人確認するとと

もに、保護者とも最近の様子について話をする

※欠席が3日続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく学年部、教育相談係、SC等で役割分担を決め、連携して対応する

④『不登校早期対応カード』を利用した情報の共有化

- ・いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連続3日または、1か月で断続5日の欠席があった児童の実態把握と報告

(連続での3日目あるいは断続での5日目に達した時点で提出)

【不登校】

担任→教育相談担当→管理職→市教育委員会

⑤欠席日数30日以上欠席者→長期欠席児童等報告実施

⑥『学校評価アンケート』を活用した情報収集

- ・「学校評価アンケート」に「いじめ問題への取組」についての項目を設け、保護者・地域からの評価を受けるとともに、その結果を「いじめ対策委員会(生徒指導委員会)」へ報告する。

(3)「早期対応」

いじめを発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会(生徒指導委員会)」を中核として、全校体制で速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

①第一通報者等から事実確認

- ・通報者の思いの共感的理解と関係者からの情報収集

②「いじめ速報カード」「いじめ続報カード」による報告

(報告・連絡・相談+記録・確認)

- ・学年主任→生徒指導主任→管理職(校長、教頭)

- ・学校長は、いじめを把握した内容を市教育委員会に速やかに報告する(電話)

- ・5W1Hの確認

※when: いつ、where: どこで、who: 誰が、what: 何を、why: なぜ、how: どのように

- ・時系列での記録の蓄積

③「いじめ対策委員会(生徒指導委員会)」の開催

- ・情報集約、情報の共有

- ・児童生徒・保護者への対応方法の検討・確認

(被害児童生徒・加害児童生徒・観衆・傍観者等)

- ・状況に応じて、関係機関等との連携

④当事者・周囲からの聴取(調査)

- ・被害児童生徒、加害児童生徒、及び周囲の児童生徒から聴取

⑤職員会議の開催(状況に応じて)

- ・全教職員への周知と共通理解及び今後の対応策の検討と役割分担

⑥児童、保護者への対応

- ・被害児童への指導・支援
共感的理解、SC等による心のケア
家庭訪問、緊急避難（相談室、欠席）
- ・加害児童への指導・支援
謝罪について、SC等による心のケア
- ・学級（周囲の児童）への指導・支援
- ・関係機関との連携

3 重大事態の対応

（1）重大事態の判断

重大事態とは、以下の場合をいう。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

※「生命、心身又は財産」に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日（目安）欠席している場合
- ・一定期間、連続して欠席している場合

※その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

（2）学校による対応

①報告の流れ

- ・重大事態と判断したときには、直ちに市教育委員会に報告する。

②調査の主体「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」

（3）調査の内容

- ・重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査の実施
いつ（いつ頃から）、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したか等を確認する。

(4) 調査結果に基づく措置

- 重大事態の対応については、たとえ不都合なことがあっても事実としっかり向き合い、公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーへの配慮を重視しつつ、迅速、的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめられている児童への対応
いじめ解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめられている児童の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、緊急避難としての欠席や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討し、当該児童をいじめから守り通す。
- いじめている児童への対応
いじめられている児童を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別学習や出席停止措置の活用等、毅然とした厳しい対応を行う。

(5) 調査結果の報告

調査結果については、学校は山口市教委を経て県教育長に報告する。
また、上記(3)の説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を、山口市教委を経て、調査結果の報告に添えて県教育長に等に送付する。

○相談窓口一覧

山口市教育委員会

0 8 3 - 9 3 4 - 2 8 6 3

山口市教育相談室

0 8 3 - 9 2 2 - 3 7 4 9

やまぐち総合教育支援センター内 子どもの教育に関する総合相談機関

子どもと親のサポートセンター・ふれあい教育センター

〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 番地（山口県セミナーパーク内）

総合電話相談

専門の相談員がさまざまな御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15、火・木 21:00 まで夜間相談を実施 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】就学や進路に関すること、学校での学習や生活に関すること、いじめ・不登校に関すること、家庭での養育のこと、乳幼児の育児に関すること、特別支援教育に関すること など

【対 象】小学生・中学生・高校生・保護者・教職員等

ふれあい総合テレホン ☎ 083-987-1240

○いじめに関する相談は「いじめ110番」☎ 083-987-1202

※いじめに苦しんでいる子どもとその保護者からの御相談に24時間応じます。

○ファックスやメールによる相談は

「ふれあいファックス」Fax 083-987-1258 「ふれあいメール」(メール) soudan@center.ysn21.jp

専門相談

臨床心理士等の専門家を常時配置して、子どもの教育に関する専門的な御相談に応じます。

【相談時間】月～金 8:30～17:15 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

（インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談は月～木）

【相談内容】不登校（園）や問題行動、学校不適応、障害などに関すること、インターネットや携帯電話の利用に伴うトラブルなど。

※事前予約制となりますので、上記のふれあい総合テレホンへお申し込みください。

学校保護者相談

学校と保護者間の問題等の早期・円滑な解決に向けて、法律面からのアドバイスや情報提供を行います。

【相談時間】月～金 10:00～15:00 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

【相談内容】学校での教育活動に関する学校と保護者間の問題など※具体的な訴訟案件は対象外

県 教 育 庁

県教育庁では、教育行政に関する御相談（教育施策・予算等）をお受けします。

●山口県教育行政相談室（教育政策課内）

☎ 083-933-4531

(メール) a501001@pref.yamaguchi.lg.jp

県学事文書課

県学事文書課では、私立学校・園に関する御相談をお受けします。

●学事文書課

☎083-933-2138

(メール) a10400@pref.yamaguchi.lg.jp

さまざまな関係機関にも相談窓口があります

ヤングテレホン・教育電話相談

(名称は市町によって異なります)

下 関 市	☎ 083-231-7838
(教育相談室)	☎ 083-231-6995
(いじめテレホン相談)	☎ 083-223-7830
宇部市	☎(FAX)
(総合教育相談窓口およびライン宇部)	0836-33-7830
山口市(山口教育相談)	☎ 083-922-3749
萩市(子ども相談・支援室)	☎ 0838-25-3662
防府市(青少年相談センター)	☎ 0120-783-474
	☎0835-24-3232
(教育相談電話)	☎0120-078-357
携帯電話からは	☎0835-23-1135
下松市(ヤングホップ)	☎ 0833-43-4976
岩国市(ヤングホップ)	☎ 0120-22-7830
携帯電話からは	☎ 0827-43-0900
光市(ヤングテレホン)	☎ 0120-72-3749
長門市(児童相談センター)	☎ 0837-22-3542
柳井市(ヤングテレホン)	☎ 0820-22-4499
美祢市(ヤングテレホン)	☎ 0837-52-0400
周南市(児童相談センター)	☎ 0834-21-7830
山陽小野田市	
(ヤングテレホン)	☎ 0836-84-2000
(心の支援室)	☎ 0836-82-1188
周防大島町	☎ 0120-23-5509
携帯電話からは	☎ 0820-78-1559
和木町(はなこころ)	☎ 0120-81-7830
上 関 町	☎ 0820-62-0245
田 布 施 町	☎ 0820-52-5812
平 生 町	☎ 0820-56-6083
阿武町(はなこころ)	☎ 08388-2-3176

非行・いじめ等

子どもの人権110番(山口地方方法務局)	☎ 0120-007-110
たか青少年心理相談室(山口少年鑑別所)	☎ 083-922-6518
少年サポートセンター(山口県警少年課)	
東 部	☎ 0827-23-5150
	☎ 0120-48-5150
中 部(ヤングテレホン・やまぐち)	
	☎ 083-925-5150
	☎0120-49-5150
西 部	☎ 083-222-5150
	☎0120-62-5150

少年サポートセンターでは、インターネットや携帯電話の利用に伴う問題等の相談も受け付けています。

子どもの体や心の健康

県健康福祉部健康増進課	☎ 083-933-2947
思春期ほっとダイヤル(県立総合医療センター)	☎ 0835-24-1140
児童思春期外来(県立こころの医療センター)	☎ 0836-58-2327
県健康福祉センター	
岩 国	☎ 0827-29-1523
柳 井	☎ 0820-22-3631
周 南	☎ 0834-33-6425
山 口	☎ 083-934-2531
(防府支所)	☎ 0835-22-3740
宇 部	☎ 0836-31-3200
長 門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2669
下関市保健部健康づくり課	☎ 083-231-1447
心の健康電話相談(県精神保健福祉センター)	☎ 0835-27-3388

育児・児童福祉

児童相談所	
中 央	☎ 083-922-7511
(宇部市駐在)	☎ 0836-39-7514
岩 国	☎ 0827-29-1513
下 関	☎ 083-223-3191
周 南	☎ 0834-21-0554
萩	☎ 0838-22-1150
児童家庭支援センター	
子ども家庭支援センター「海北」	☎ 0835-26-1152
子ども家庭支援センター「清光」	☎ 0836-65-1188
子ども家庭支援センター「ぼけっと」	☎ 0834-25-0605
なかべ子ども家庭支援センター「紙風船」	☎ 083-266-1935

県民相談

中央県民相談室	☎ 083-933-2570
(メール)kenmin.soudan	
@pref.yamaguchi.lg.jp	
岩国地方県民相談室	☎ 0827-29-1506
柳井地方県民相談室	☎ 0820-24-0250
周南地方県民相談室	☎ 0834-33-6401
山口地方県民相談室	☎ 083-921-9540
宇部地方県民相談室	☎ 0836-38-2116
下関地方県民相談室	☎ 083-235-8791
萩地方県民相談室	☎ 0838-21-0051

教育資金

山口県ひとづくり財団奨学センター	☎ 083-933-4770
労働福祉金融制度教育資金(県労働政策課)	☎ 083-933-3210
医師修学資金(県地域医療推進室)	☎ 083-933-2937
看護師等修学資金(県医務保険課)	☎ 083-933-2928
獣医学生修学資金(県畜産振興課)	☎ 083-933-3434
母子福祉資金・寡婦福祉資金の修学資金(県健康福祉センター・各市町母子福祉担当課・県子ども未来課)	
県健康福祉センター	
岩国	☎ 0827-29-1522
柳井	☎ 0820-22-3777
周南	☎ 0834-33-6422
山口	☎ 083-934-2528
宇部	☎ 0836-31-3200
長門	☎ 0837-22-2811
萩	☎ 0838-25-2664
各市町母子福祉担当課	
下関市	☎ 083-231-1358
宇部市	☎ 0836-34-8330
山口市	☎ 083-934-2960
萩市	☎ 0838-25-3536
防府市	☎ 0835-25-2348
下松市	☎ 0833-45-1836
岩国市	☎ 0827-29-5076
光市	☎ 0833-74-3006
長門市	☎ 0837-23-1156
柳井市	☎ 0820-22-2111
美祢市	☎ 0837-52-5228
周南市	☎ 0834-22-8460
山陽小野田市	☎ 0836-82-1175
周防大島町	☎ 0820-77-5505
県子ども未来課	☎083-933-2751
生活福祉資金の教育支援資金(県社会福祉協議会・各市町社会福祉協議会)	☎ 083-924-2813(県社会福祉協議会)

その他

○生涯学習相談	
山口県ひとづくり財団	
県民学習部生涯学習推進センター	☎083-987-1730
○中学校卒業程度認定試験相談	
県教育庁義務教育課	☎ 083-933-4595
○高校卒業程度認定試験相談	
県教育庁高校教育課	☎ 083-933-4624